

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成24年12月14日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	小澤重則君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	池神哲子君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（5名）

米山昇君	八代静枝君
清水正二君	斉藤芳夫君
有泉庸一郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	長田修君	福祉健康部長	輿石辰也君
生活環境部長	笹本嘉朝君	福祉課長	長田徳一君
子育て支援課長	服部秀穂君	健康増進課長	小宮山謙二君
環境課長	長田治君	人事課長	大久保典男君
国民健康保険係長	三井美樹君	高齢者医療・年金係長	五味万里君
障がい福祉係長	斉藤一己君	生活保護係長	剣持豊彦君
児童係長	小宮山正美君	保育係長	長田裕二君
長寿あんしん係長	白神忠広君	介護保険係長	保坂江里君
介護予防推進係長	向山治子君	介護認定審査会	岸部俊一君
人事課長 給与係	望月新路君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 金丸 博 書記 小澤 明
書記 興石文明 書記 松井 恵美

開会 午前 8時58分

○書記（興石文明君） 改めましておはようございます。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりあいさつをいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、三浦委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） おはようございます。

甲斐市の敷島中学校ではインフルエンザがはやっております。全国的にノロウイルスということで、今感染者が多いと。何か聞くところによりますと、8,000人以上ということがございますので、これから当甲斐市も心配な点がございますけれども、委員会の皆さんも、そして私もそうですけれども、師走の大変お忙しい中がございますけれども、十分体にご留意して、また委員会を慎重審議で進めていただくことをお願い申し上げ、委員長のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日は、今定例会の初日に付託されました議案審査を行います。

審査については、一問一答で簡潔に質問され、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思います。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した審査日程案により審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにいたします。

初めに、条例審査を行います。

議案第67号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） 改めましておはようございます。大変ご苦労さまでございます。

議案第67号、また議案第68号、また議案第69号につきましては、地域密着型のサービスに関する条例の制定でございますが、その3つの案件につきまして、私のほうから概略などについてご説明させてもらいたいと思います。

まず、策定の経緯でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた地域密着型サービス等の基準について、市の条例で定めることになったところでございます。

条例の制定に当たりましては、13市で5月から3回、山梨県町村会法務研究会において条例の確認等を行い、課題について検討をまいりました。条例の作成の考え方につきましては、条例作成に当たって従うべき基準、標準については、厚生労働省令による基準と同じ内容を定め、参酌すべき基準につきましては甲斐市独自の基準としました。

協議でございますが、10月1日から31日までパブリックコメントを実施し、市民からの提案はありませんでした。11月8日には甲斐市保健福祉推進協議会に報告をしたところでございます。また、11月20日には厚生環境常任委員会でも説明を申し上げたところでございます。施行日につきましては、平成25年4月1日であります。

詳細の説明につきましては、保坂係長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 改めましておはようございます。

議案第67号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件についてご説明申し上げます。

議案集57ページ、議会資料11ページをお願いします。

まず、条例制定の趣旨、経緯から申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年5月2日に公布されました。また、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律が平成23年6月22日に公布され、これまで厚生労働省令で定められていた地域密着型サービスの人員基準及び設備、運営に関する基準などが条例に委任されたことに伴い、甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することとされました。この条例は要介護状態となっても、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすること等を目的として制定しています。

制定時期につきましては、第1次一括法による介護保険法の一部改正が平成24年4月1日から施行されたものの、附則により施行の日から起算して1年を超えない期間内において、市町村の条例が制定、施行されるまでの間は、厚生労働省令に定める基準を市町村の条例で定める基準とされたことから、経過措置が置かれております。したがって、基準を定める条例を平成25年4月1日までに施行することになります。

条例の基準となる省令は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、平成18年3月14日付厚生労働省令第34号であります。

条例で定める基準の区分は、それぞれの基準について下段の表のとおり分類されています。従うべき基準は法令で定める基準に従い定めるものとされており、厚生労働省令で定める基準に従い定めます。標準は法令の基準を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されているものとされており、厚生労働省令で定める基準を標準として定めます。

参酌すべき基準とは、法令の内容を十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものとされており。

条例の制定に当たっては、従うべき基準及び標準については、厚生労働省令による基準と同じ基準を定め、参酌すべき基準については甲斐市独自の基準を定めます。

今回の条例制定に当たり、13市町村で構成された山梨県町村会法務研究会において、条例

の内容の確認を行い、課題等について協議を重ねてきたところです。

議会資料12ページをごらんください。

12ページから15ページに基準対照表を記載してあります。

条例案の概要につきましては、第1章から第9章で成り立っており、202条で構成されております。第2章から第9章でそれぞれの地域密着型サービスの事業について、人員の基準、設備の基準等が定められています。このうち従うべき基準としては、人員に関する基準や居室等の床面積などの設備の基準等があり、参酌すべき基準としては、基本方針や運営規定などがあります。

人員基準は全サービスについて、サービスに従事する従業者とその員数の基準、また管理者の基準は国の基準に従うべき基準とされております。

運営基準については、参酌すべき基準とされており、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されていますが、利用者、入所者等のサービスの適切な利用及び安全の確保や秘密の保持等に密接に関連するものとして、厚生労働省令で定める現行の基準どおりといたしました。

山梨県町村会法務研究会において協議、検討した結果、サービス提供記録等の保存年限を2年から5年にするのが望ましいと考えられるため、各サービスの条例の条文を改正し、整備したところであります。

該当条文につきましては、42条、58条、79条、107条、127条、148条、176条、201条であります。それ以外につきましては、現行の基準に過不足なしとして現行省令の基準どおりといたしました。

また、10月1日から31日までの1カ月間、パブリックコメントを実施したところ、市民からの提言はありませんでした。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ちょっと今聞き落したんですが、先ほど条例で定める基準の区分の中で、参酌すべき基準について各条例がこれだということでは言いましたけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 参酌すべき基準としては、基本方針や運営規定などです。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そういうことだろうと思います。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員、ちょっとマイク近くしてください。

○委員（樋泉明広君） もともと声が小さいもので、すみません。

そういうことだろうと思うんですが、問題は先ほど何条、何条と言いましたよね。それを参酌したということなんですが、もう一度そこをお聞かせをいただきたいということがございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 先ほどサービス提供記録等の保存年限を2年から5年にするのが望ましいと考えられるため、各サービスの条例の条文を改正しました。該当条文といたしましては、42条、58条、79条、107条、127条、148条、176条、201条であります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほど部長のほうから報告がありましたけれども、今回この改正されたというか、条例化された根拠が説明されましたけれども、地域の自主性及び自立性を高めるため云々という、その法律に基づいて各自治体でこれを条例化せよということで、厚生労働省令を今回の甲斐市の条例に置きかえたということではありますが、この根拠になる一括法、この中身についてはもう一度どういう中身なのかよくわからないのですけれども、法的に、もしわかっていたら教えてもらいたいのですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律と第1次一括法というものが平成23年5月2日に公布されました。この中で現在、厚生労働省令で定められている地域密着型サービスの基準等につきまして、市の条例で定めることとされたということです。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この中身については、介護保険法が若干改正をされたということではありますが、それに基づく介護保険の改正の中身を条例化したというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） はい、そのとおりです。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 例えば、事業所で生活援助の時間短縮なんかが今まで30分が20分とか、訪問介護ですね、90分が60分になったとか、45分になったとかというふうな改正の中身も、これはこの中の条例の中で生きてくるということでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 今回のこの条例制定につきましては、甲斐市の指定地域密着型サービスの事業についての人員と設備及び運営に関する基準についてであります。樋泉委員がおっしゃいましたその訪問介護等につきましては、この中には含まれておりません。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 59ページの第2章の定期巡回の中に、随時対応型訪問介護看護という項目がありますが、じゃ、これについてはどういう内容なんですかね。以下読めということだと思っんです。ちょっと簡単に説明をお願いしたいですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） このサービスにつきましては、24年4月1日に創設されたサービスとなります。日中、夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護看護等のサービスの提供となります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 密着型とか、それから地域の自主性や自立性という点においてはすごく一歩進んだかなと私も思っんです。一律にやることにはやはり無理があるんじゃないかなと思っわけですね、こういう。その地域によってはいろいろな要求が違ってくるだろうし、ということでは自立性とか、それから自主性は尊重しなければならないかなと、そういう解釈をしたいわけですがけれども、それは甲斐市は甲斐市独自のやり方でできますよと。縛りがそこでなくなったというふうに考えてもいいのかなという点では一歩前進したかなと私は思

うんですけれども、逆に国で定めたものよりももっと低く自主的にということで抑えて、サービスの提供が悪くなるということも言えるわけですね。そうすると、私たちはもっとこの点はどうかということをやっていかなければならないんですけれども、もう住みなれた地域でというような話もあって、いろいろ参酌すべき基準というものもあるわけなんですけれども、そういう面では根拠そのものをどのように解釈したらいいかなんていうことを今思っているわけなんですけれども、そういうわけでパブリックコメント、皆さんの意見を集約しながらというようなことも今回もやってくれたと。

しかし、考える土台がなくて、まだそういうことで意見を言ってくださいと言っても言えないわけですね、まだわからないわけですから。期間も少ないわけだし、そういう土台をつくっていく中で、じゃ、こういう点もあるけれども、この点をもうちょっとやってもらいたいよというようなことが言えるような状況がつかられていない中で、もうパブリックコメントをやりましたというのを、ちょっとまだ私としては時間がかかるかなという今回そういう感想を持ったわけです。これはやはり進めるべきことかなというふうに思っているんですけれども、ただ心配するのは、国の縛りが無いから、ここでまたそのサービスを下げるということもできてしまうかなというふうに思っているんですけれども、そういう解釈はできますか。というのは私はよくわからないので、それを聞いているんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） パブリックコメントにつきましては、先ほども若干申しましたが、10月1日から10月30日の1カ月間、市民の皆様にお示しをしたということで、それから、この条例につきましては従うべき基準、それから標準ということで、すべて国と同じ法律になっております。ただ、先ほど言いましたが、サービス提供の記録につきまして保存期間が2年では短いということで、5年に延長したということに変えてあるだけでございますので、国のものをそのまま使っているということでございますので、自主性が市にないと言えないんですが、国の法律にのっとって現在もやっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 変わったところとか、変更したところが記録の保存のところだけなので、ちょっとこだわって聞くんですけれども、2年から6年にしたというのは、2年は

23年に施行されているので、それを6年に延ばして、その間のいろいろなことで次を考えていくというような意味なんですか。次に6年後にやるとか、そういう意味ですか。そういうこともあるんですかね。どうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 保存年限は2年から5年に変更いたしました。この5年に変更したことは介護報酬の返還請求の消滅時効が5年となっていることによるものです。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 第2章の先ほども質問したんですが、ちょっとまだわからないので、もう一度定期巡回・随時対応型訪問介護看護ですね。これについては要するに利用できる対象者というのはどういう対象者になるのか。要支援、要介護というのがありますが、どの範囲でこれが利用できるのかということなんですが、それはどこかに載っていますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） こちらの条例が甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準ということで、要介護1から5の方が利用できるサービスについての条例となっておりますので、要介護1から5の方たちが利用できるサービスです。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると要支援の方は、これは利用できないということだね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） こちらの第67号の条例については要介護1から5の方についてですが、次の第68号の議案の中では、そちらが要支援1、2の方を対象とした条例となっておりますので、そちらのほうで利用できます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 法律でそう決めたんだろけれども、要支援の方も当然やっぱりサービスの内容を受けられてもいいのではないかなと思うんですが、法的にそうなっているということなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） はい、なっております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第67号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 議案第67号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件に対する反対討論を行います。

この本条例は、本来政府が責任を持って実施すべき法律を、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法令の整備と。いわゆる地域改革推進整備法に基づき、地方自治体に押しつけるものであります。国が保障すべきナショナルミニマム、これを投げ捨てた法律であって、各分野に重大な行政サービスの後退を招きかねないものでありまして、この法律は188本の関連法を一括して改正したものであって、その一環である介護保険関係を本市で実行する条例制定ということでありまして、中身をよく精査しなければいけません。全部悪いというわけじゃなくて、条例が悪いというわけじゃありませんが、やはり参酌すべき内容も先ほど聞きましたけれども、大体法令に沿っているということでもありますので、改正介護保険法のやはり基本的な改正の中身が納得できないものも入っているということで、こうした問題のある法律をやはり甲斐市で条例化するということには賛成しかねます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本案は起立による採決をいたします。

お諮りいたします。本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で議案第67号を終わります。

○委員長（三浦進吾君） 続いて、議案第68号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 議案第68号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定の件についてご説明申し上げます。

議案集161ページ、議会資料16ページをお願いします。

条例制定の趣旨、経緯、制定の時期につきましては、先ほどご審議いただきました甲斐市指定地域密着型介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定と同じ内容であります。

この条例は介護予防サービスでありますので、要支援状態となっても、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすること等を目的として制定します。制定時期は平成25年4月1日となります。

条例の基準となる省令は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、平成18年3月14日付厚生労働省令第36号であります。

条例で定める基準の区分は、それぞれの基準について下段の表のとおり分類されています。

条例の制定に当たっては、従うべき基準及び標準については、厚生労働省令による基準と同じ基準を定め、参酌すべき基準については甲斐市独自の基準を定めます。今回の条例制定

に当たり、13市町村で構成された山梨県町村会法務研究会において、条例内容の確認を行い、課題等について協議を重ねてきたところです。

議会資料17ページをごらんください。

17ページ、18ページに基準対照表を記載してあります。

条例の概要につきましては、第1章から第4章で成り立っており、90条で構成されております。第2章から第4章でそれぞれの地域密着型介護予防サービスの事業についての人員の基準、設備の基準等が定められています。このうち従うべき基準としては、人員に関する基準や居室等の床面積などの設備の基準等があり、参酌すべき基準としては基本方針や運営規定などがあります。人員基準は全サービスについて、サービスに従事する従業者とその員数の基準、また管理者の基準は国の基準に従うべき基準とされました。

運営基準については参酌すべき基準とされており、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されていますが、利用者、入所者等のサービスの適切な利用及び安全の確保や秘密の保持等に密接に関連するものとして、厚生労働省で定める現行の基準どおりといたしました。

山梨県町村会法務研究会において協議検討した結果、サービス提供記録等の保存年限を2年から5年にするのが望ましいと考えられるため、各サービスの条例の条文を改正し、整備したところであります。

該当条文につきましては、40条、64条、85条であります。それ以外につきましては現行の基準に過不足なしとして、現行の省令の基準どおりといたしました。

また、10月1日から31日までの1カ月間パブリックコメントを実施したところ、市民からの提言はありませんでした。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 資料の16ページですけれども、条例制定趣旨と、それから経緯のところから3行目、この条例は要支援状態となっても利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じてというところがありますね。自立した日常生活を営むことができるようにすることが目的で制定されているというふうになっていま

すね。今までもこのようになっていたわけですよ。要支援者が嫌だと言ったら、そこに行かなくもいいというふうになっていたんですよ。それを強制的にあなたはだめですよ、絶対に入らなければということではないですよ、これは、今までも。この条例がそういうところに私は行きたくないからというふうに当人が言ったりしますよね、例えば。でも、尊重しというふうに言って、可能な限りだれでもが思っているわけですよ、介護される者は。営むことができることを目的として制定しているという、この限りにおいてはいいわけですが、それに反してはいけないわけですね。言っている意味わからないですか。

今回自主性、自立性というのを大変重視しているんですけども、要支援になると、自分の意思がそこであわせないのかなというふうに思ったわけです。あなたは絶対ここへ行かなければいけませんよというふうに言われるのかなと思ったんですけども、そうではないということですよ。その意思を尊重するわけですから、要支援だから入りなさいということは規定しないわけですよ。介護される方がどうしても嫌だと言ったらいいわけでしょう。だから、そういうことがわかっていればいいんですけども、私の解釈では、これ大丈夫なのかなと思ってしまったんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 質問でいいですか。

当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 強制ではありませんので、その方がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができることの手助けになっております。

○委員（池神哲子君） わかりました。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほどの67条でもちょっと説明を受けたんですが、この68条では要支援1から2の方も利用できるという、そういう中身になっているということでしょうか、確認です。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） このサービスは要支援1、2の方の利用ができます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ちょっとお尋ねしますけれども、そうすると、例えば162ページの第2条の1からずっと6までありますが、特に例えば利用料について具体的にそれぞれ施設で

決めると思うんですが、さらにこの細かい内容については条例以外の規則とか規定とか、そういうもので、これは附則になっていますよね。これは要するに条例そのものということですね。そのほかには規則とかそういった要綱とかというものは今後検討するというということではないですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 今回は条例の制定のみとなっております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると今回は条例だけと。次回は細かい点がまた出てくるということですか、それぞれの条例ごとに。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 今のところはございません。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） これは要支援1から2の人が対象ですよということではありますが、例えば認知症の対応型通所介護についてはどういうデイサービス、サービスと言ってしまったけれども、デイサービスなんかも受けられるという内容になっていますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） はい、利用できます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） じゃ、ついでにあと小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですね。これらもみんな1、2の方が対象だということですね。はい、じゃなくて。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） はい、そのとおりです。利用できます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第68号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定の件は原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で議案第68号を終わります。

続いて、議案第69号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 議案第69号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定の件についてご説明申し上げます。

議案集205ページ、議会資料19ページをお願いします。

条例制定の趣旨、経緯につきましては、平成23年6月22日付で介護サービスの基盤強化の

ための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、介護保険法が改正されたことに伴い、現在介護保険法で規定されている指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、指定地域密着型介護老人福祉施設等の入所定員に関する基準、申請者の法人格の有無に関する基準を条例で定めることとされました。制定時期につきましては、平成25年4月1日となります。

条例の基準となる省令につきましては、介護保険法第78条の2第1項、第78条の2第5項及び第115条の12第3項であります。

条例で定める基準の区分につきましては、従うべき基準とされており、条例制定に当たっては厚生労働省令による基準と同じ内容を定めることとなります。

条例の概要につきましては、基準対照表のとおりです。

第3条で構成されております。第1条が趣旨、第2条が入所定員、第3条が申請者の資格となっております。

以上、ご審議をお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この条例の中身についてですけれども、趣旨の中に出ている指定地域密着型介護老人福祉施設ですから、特別養護老人ホームということになるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の説明を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 指定地域密着型介護老人福祉施設となりますので、特別養護老人ホームとは違います。

○委員長（三浦進吾君） ちょっと待って、保坂係長、今何か。

○介護保険係長（保坂江里君） すみません、地域密着型の特別養護老人ホームということでございます。

○委員長（三浦進吾君） 質疑よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 私もよくわからない。この一括法によってこういうふうにいるいろいろな地方にそれなりの権限を与えてくれたということになって、それで参酌すべき基準の中に地域の実情に応じて異なる内容を定めてもいいというふうに書かれているんですが、ほとんど何も変えていないというのが実情ですよ、現状は。そこでお伺いしたいのは、この制定時期が平成25年4月1日ということは、もう来年の4月1日なんで、それまではこれでいくと。これが例えば、この以後社会状況とか地域の情勢で変化が出たときは、これはまた独自で考えてもいいということなのですか、それとも考えられないということなんですか、どちらなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） これにつきましては、今度市の条例となりますので、市の状況の変化によりまして随時変えていくことは可能であります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） そうすると、この制定時期というのは、これが期限ということではなくて、これからいつでも状況によっては検討していつか変えていけるということですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） そのとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより議案第69号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定の件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で議案第69号を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時51分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

引き続き議案第79号 甲斐市老人医療費助成金支給条例の廃止の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

長田部長。

○市民部長（長田 修君） どうもお疲れさまでございます。

説明申し上げる前に、本日保険課長がおとといちょっと事故に遭いまして首を痛めたということで、急遽欠席しておりますので、申しわけありませんけれども、ご了解のほうをお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案集の277ページでございます。

議案第79号 甲斐市老人医療費助成金支給条例の廃止の件についてご説明を申し上げます。

この件につきましては、既に当委員会でご説明を申し上げたところでございますけれども、県が本年8月20日付で県単独老人医療費支給事業補助金交付要綱を改正しまして、平成25年3月31日をもって廃止することとしたことに伴いまして、市条例の廃止をするものでございます。

内容につきましては、平成25年4月1日からは新規の受給者証を交付せず、更新のみの処

理となるというふうな内容でございます。

受給者は70歳になるまで受給権があり、25年度から26年度までの2年間を経過措置として、それぞれが70歳になるまで受診できるようにいたします。また、平成27年4月には受給者がいなくなりますけれども、医療機関からの請求はおくられて来ますので、その請求を受け付ける経過期間として平成27年4月から29年3月末までの2年間を設けることとしております。施行期日は平成25年4月1日でございます。

内容につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

なお、議会資料38ページに本条例廃止に伴いまして施行規則をあわせて廃止する内容が添付してございますけれども、あわせてご確認をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認の意味でございますけれども、対象者は68歳から69歳までの住民税の非課税の方が対象ですね、そうじゃなくて。説明をちゃんとしてよ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田部長。

○市民部長（長田 修君） そのとおりでございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほど言った平成27年から29年にかけて、さらにまだ68歳から69歳までの方たちは対象になると。ちょっと私、聞きそびれたんですが、その辺をちょっと説明をもう一度お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

五味係長。

○高齢者医療・年金係長（五味万里君） 68歳、69歳の方なんですけど、医療機関で受けた後、2年間はその請求をしていただくことができますので、その2年間というのが29年3月末までになります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 現在その廃止された場合に68歳から69歳までの老人の対象人員、どのくらいいらっしゃるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

五味係長。

○高齢者医療・年金係長（五味万里君） 平成24年3月末の対象者は380人でした。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 現在はどのくらいになっていますか、12月1日現在。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

五味係長。

○高齢者医療・年金係長（五味万里君） 10月末ですが、406名おります。

○委員（樋泉明広君） 10月ですね。

○高齢者医療・年金係長（五味万里君） はい。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この対象者は住民税非課税ですけれども、無料ですか、それとも1割ですか、2割ですか、3割ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

五味係長。

○高齢者医療・年金係長（五味万里君） 1割になっております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 参考にお聞きしたいんですが、70歳から今74歳までも1割ということですかね。そういう解釈でよろしいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

五味係長。

○高齢者医療・年金係長（五味万里君） 現在は軽減措置として1割になっております。

○委員（樋泉明広君） 1割になっていないの。

○高齢者医療・年金係長（五味万里君） 1割になっております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうして、今政府も厚生労働省も70歳から74歳までの前期高齢者の医

療費を1割から2割にアップするというふうなことを言っているようですが、参考にお聞き
しますけれども、どんな動向でしょうかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田部長。

○市民部長（長田 修君） 確かに、そういうお話が出ていることは承知しておりますけれど
も、それが果たしてすぐにそういう状況になるのかどうかということは現状では未定でござ
います。

○委員（樋泉明広君） 委員長、いいですか、もう一度。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 406人の方たちの医療費ですが、例えばこれが3割になった場合には
どのぐらいの金額になるのか。また、それは受けた実績によってしか出ないと思えますけれ
ども、金額にするとどのぐらいになるのか、市の負担ですね。普通は3割負担ですけれども、
いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田部長。

○市民部長（長田 修君） これは平成22年をベースに計算しますと、全額3割負担になりま
すと、約2,400万円が必要となります。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思えますけれども、ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第79号 甲斐市老人医療費助成金支給条例の廃止の件について討論、採決を
行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

それでは、本案に対する反対者の発言を許します。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 議案第79号 甲斐市老人医療費助成金支給条例の廃止の件についての
反対討論を行います。

本条例は、県老人医療費支給事業補助金交付要綱が一部改正され、県単独老人医療費助成
制度が平成25年3月31日で廃止されると。これを受けて甲斐市も本条例を廃止する議案であ
ります。年金生活で各種税の引き上げ、逆に年金の引き下げが行われる状況の中で、厳しい
生活を強いられている高齢者の負担を1割から3割にふやすということになるわけで、大変
なこれは負担だと。甲府市のほうでも、この廃止に対して大分抗議が殺到しているようであ
りますが、中には生活に苦しむ高齢者の切り捨てにつながるという批判も出ているという状
況でありまして、やはり甲斐市の中でも360人から400人の方たちが対象であると。一気に1
割から3割に増ということになると、これは大変なことになるということで、以上の理由か
ら反対をいたします。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

以上で議案第79号を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時13分

○委員長（三浦進吾君） それでは、時間早いですけれども、ちょっと押してますんで会議

を再開いたします。

引き続き補正予算審査を行います。

議案第58号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

初めに、人件費の補正概要について当局の説明を求めます。

大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 人件費の補正につきまして、初めに全体の概要についてご説明し、その後、本日も審議いただく科目別にご説明させていただきます。

定例議会資料の10ページをごらんいただきたいと思います。10ページになります。横のこの表、こちらの資料です。まず全体のご説明をいたしますので。

このたびの補正でございますが、今年度の人事異動による調整を行った上で、決算見込みを踏まえた補正をお願いするものでございます。

まず、上段の正職員でございますが、職員数の欄をごらんいただきますと、補正前というのが当初予算の編成時の職員数になります。定年退職者を見込んだ上で447人ございました。その後年度末の自己都合の退職者が5人、今年度に入りまして、これまでに3人の職員が退職しており、合計で8人が減って、現在の職員数は439人となります。

給料の補正額は合計では305万6,000円の増額となっております。これは一般会計の総務管理費において、正職員退職者を含めた人件費全体の調整を行っておりますが、最終的に不足が生じたものでございます。

次に、職員手当の補正額の合計は234万3,000円の減額となります。

共済費でございますが、健康保険に該当する共済の短期の事業主負担率が4月から、厚生年金に該当する長期の事業主負担率が9月から引き上げられたものに加えまして、基礎年金拠出金の公的負担金にかかわる負担割合が引き上げられるなど、合計で1,013万3,000円の増額となり、正職員全体では1,060万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

国民健康保険と介護保険ではそれぞれ1人増員となっておりますが、業務量の増加を踏まえた増員を行ったものでございます。

下の表が嘱託、臨時職員の会計別、科目別一覧になります。嘱託の職員数は収納課の徴収員が1人退職、教育委員会の運転手について正規職員の異動に伴い1人を減らしたものでございます。臨時の職員数は保育園の児童数の増加に伴う保育士の増員等により、全体では8人の増加となります。これにより報酬は240万円の減額、共済費は62万9,000円の減額、賃金は186万円の増額、合計で116万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、今度は補正予算説明書をこちらのほうで科目別に説明をしてみたいと思います。

まず、18、19ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。人事異動により福祉課の職員を2人増員いたしました。一方で長寿推進課では課内での異動ですが、職員が1人介護特会へ移動、一般会計の人件費から介護特会のほうへ異動になりました。これで結果的には減員となり、全体では1人の増加となっております。給料は増額、職員手当等は減額となります。共済費につきましては、事業主負担率の引き上げを含めて増額をお願いするものでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、保育園建設のため職員を1人増員、給料、職員手当等を増額。次のページになりますが、共済費は事業主負担率の引き上げも含めて増額。

賃金の欄につきましては後ほど子育て支援課長からご説明いたします。

次に、4目保育所費でございます。1人の保育士が技能労務職へ転職しました。逆に新任保育士を2人採用しましたので、全体では1人の増加となりましたが、給料、職員手当等は育児休業を新たに2人の職員が取得したことから、全体では減額となります。臨時の保育士につきましては、在籍児童数の増加に伴い、9人を増員いたしました。これにより賃金を増額、共済費も増額ということになります。

5目児童館費でございますが、館長が1人増員となりました。給料、職員手当等、共済費とも増額をお願いするものでございます。

賃金につきましては、こちらも後ほど子育て支援課長からご説明いたします。

次に、22、23ページをお願いいたします。

4項の国民年金費、1目国民年金費でございますが、職員数は変わらず、決算見込みにより給料及び職員手当等を減額、共済費につきましては事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、職員の変動はありませんが、保健師が育児休業を取得するなど決算見込みに基づき給料及び職員手当等を減額、共済費につきましては、事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものでございます。

24、25ページをお願いいたします。

2項の環境衛生費、1目環境衛生総務費でございますが、環境課とやすらぎ聖苑の職員が合計で2人増員となりました。給料、職員手当等、共済費とも増額をお願いするものでござ

います。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

56、57ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、国保担当職員が1人増員となりました。給料、職員手当等、共済費の事業主負担率の引き上げも含めましてすべて増額をお願いするものでございます。

次は、後期高齢者医療特別会計でございます。

72、73ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、広域連合への派遣職員の給料が昨年度の6級から今年度は2級の職員となりましたので、すべての科目が減額となっております。

次に、介護保険特別会計でございます。

88、89ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、長寿推進課内で一般会計から介護特会へ職員が1人異動となりました。給料、職員手当等、共済費の事業主負担率の引き上げ分も含め、すべて増額をお願いするものでございます。

4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費でございますが、職員数に異動はなく、決算見込みに基づき給料を減額、職員手当等を増額、共済費は事業主負担率の引き上げに伴い増額をお願いするものです。

次に、90、91ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、2項包括的支援等事業費、1目包括的支援等事業費でございますが、職員数は変わらず、共済費につきまして事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものでございます。

次に、介護サービス特別会計でございます。

104、105ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、職員の異動はなく、共済費につきまして事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものでございます。

人件費の補正に関する説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 共済費の事業主負担の割合、

○委員長（三浦進吾君） 何ページですか。

○委員（保坂芳子君） 最初の10ページです。全体的に事業主負担で補正額が上がっていますが、これは法律の改正とかいつからですか。何月の改正ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 長期負担金、いわゆる年金にかかわるものにつきましては、既に財源率を毎年引き上げることが決められておりました、それに基づいて毎年引き上げをされてきました。短期につきましても共済組合にかかわる告示がございまして、それに基づいて医療費を見きわめた上での引き上げが行われております。

それから、基礎年金拠出金というのは、いわゆる一番年金の1階部分を厚生年金、共済、みんなでお金を出し合って、国庫負担の2分の1を確保するというルールに基づいて毎年率が決められることとなります。ことしも法律が通りましたので、率が確定しましたので、それに合わせて4月にさかのぼって差額を今回補正させていただいております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 児童館の館長が1名増になったと言いましたよね、先ほど。館長の増員というのが21ページでありましたね。これは今までは児童館も1館に1人いないでしょう、館長さんはね。2館で1人とかになっていましたけれども、どこかがそれを緩和させたというか、1館1人に近づけるというようなことなんですか。どこをそんなふうにしたのか、分離したのかちょっと教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 竜王地区におきまして竜王東児童センターの2階に子育て広場を開設することになりました。そんなことも踏まえまして、東児童センターに館長を配置することにしたものでございます。それ以外の館長の配置は従来と変わっておりません。

○委員長（三浦進吾君） ほかに質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっと教えていただきたいんですが、10ページに戻りまして、嘱託、臨時職員の報酬、共済費は下がって賃金は上がると。結局補正額は下がるという、ここの仕組み、ちょっともう1回説明してもらっていいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 報酬につきましては、嘱託職員が2人減りました。徴収員が1人中途で退職したのと、当初予算ではスクールバスの運転手を予算化しておりましたが、正規職員が異動しましたので、その分を引いて、2人分が減額で報酬は減額になります。

次に、賃金ですが、職員は全体で8人増加しております、臨時職員。主に保育園の保育士でございますが、これに伴って賃金は増額になります。8人の増加に対して186万円というのはちょっと少ない金額なんですけれども、保育園につきましてはあらかじめ予備の賃金あるいは共済費を予算計上してあります。その関係で実際の増加人数に比べますと少ない賃金の増加額になります。ということで共済費は嘱託員が減ることによる減額、賃金がふえることによる増額、両者を相殺した上で62万9,000円の減額ということになります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 先ほど、これ21ページですけれども、保育園関係の臨時職員が9人増員となるんですね。ここの説明をお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） これは昨今の保育園の児童数の増加に対応するために保育士を増員したものでございます。11月1日現在のいわゆる在籍児童数、これは市外からも甲斐市で受け入れているというケースもございますが、それらも含めたすべての児童数を比較しますと、ことしが公立ですけれども867人、昨年度は843人ということで、これらの児童の増加に対応するために、臨時の保育士で対応しているという状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっと私のあれあたっているかどうかわからないんですが、何か甲府市で広域のほうを今度受け入れないような形になってきていて、今甲斐市のほうで保育所が今まで結構あいていたところもかなりふえてきてしまっていて困っているというような話も聞くんですが、そうすると、待機児童とか来年度は大丈夫なのかなと思ったんです。そういった関係のことも絡んでくるんでしょうか、9人増員のところに。どうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） なかなか現場のことは詳しくは知り得ないんですけども、傾向として児童がふえているのは、子供が小さいうちから母親が働きに出たいという傾向が強まっているということ。その中で委員がおっしゃった甲府のほうで受け入れてもらえないとなると、どうしても地元で受け入れなければいけないということは発生していると思います。施設の収容能力があれば、子供を受け入れるのであれば、保育所をふやすことによってそれは柔軟に対応していきたいと人事課では考えております。施設がもういっぱいであれば、これはもうどうしようもありませんけれども、余裕があって人をふやせば受け入れられますという状況であるならば、それは保育士の増員はさらに可能であると考えております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 57ページで、先ほどの国保の職員の増加とあったんですが、やっぱりこれも何か国保の会計上、国保を受ける人が非常にふえているとか何か、そういうことでふえたんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 福祉業務系の業務量の増大に対応するというところで、福祉課では2人、長寿推進課で1人、保険課で1人というふうに増員をさせていただきました。国保のほうでは一部滞納整理も担当しておりますので、自主財源の確保というふうな観点も含めて増員させていただいております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 戻りますが、先ほどの保育士さんのことなんですが、9人増員して今対応していますよね、臨時の方ですかね。これ例えば、またさらにふえた場合には、やっぱり臨時さんで対応するのか、それとも正職をふやすことで臨時を減らして、正職をふやすような形でいく方針としてはどうなんでしょうかね。その考えというのはやっぱり臨時で対応していくんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 現在のところの採用計画では、正規の保育士数は現状を維持していこうと考えております。1つ保育園の将来計画の審議会のほうで、市内の保育園の将来

像を検討していただいておりますので、それらの動向も踏まえた上で、必要があれば採用計画は見直しをしていこうと思っております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 今の関連ですけれども、現在正規の保育士さんは割合としては何%になりますか。臨時の方がお手伝いするということでかなり多くなっているんじゃないかなと思うんですけれども、割合をちょっと教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 正規職員数が46%になっております。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 46%、そうしますと半分以上の方が臨時の方の力をかりて、今されているということで、せめて反対にならなくてはいけないんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりで何人考えていらっしゃるのかなと思うんですけれども、今後の見通しとしてはどうでしょうね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 先ほども触れさせていただきましたが、将来の市内の保育園の計画を策定中でございますので、それを踏まえた中で、今の段階では現状の保育士を維持していく計画ですけれども、見直しが必要であれば対応してまいりたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で人件費の補正の概要についての質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

続いて、福祉課関係を行います。

補正予算説明書の18ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費の福祉課分及び22ページ、第3項生活保護費について当局の説明を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） ご苦労さまです。

それでは、福祉課にかかわる補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費であります。補正前の額6億2,740万8,000円に対しまして、6万2,000円の減額をお願いいたします。6億2,734万6,000円となる補正になります。

主な内容につきましては、001社会福祉関係職員費におきまして、本年4月の人事異動に伴う職員数の変更及び共済費の率の改定によります差額調整となっております。

次に、2目障害者福祉費であります。補正前の額12億8,389万円に対しまして、2,170万9,000円の増額をお願いいたします。13億559万9,000円となる補正になります。

主な内容といたしまして、自立支援給付事業、平成23年度事業、自立支援事業の実績に基づく国庫負担金の返還金924万8,000円を23節償還金利子及び割引料に計上いたしております。

次に、002でございますが、自立支援医療事業におきましては、主に本年度生活保護受給者によります心臓手術が3件発生したことから、その医療費を助成するため、扶助費で1,000万円を計上いたしております。

また、自立支援給付事業と同様に、事業実績に基づく国庫負担金の返還金213万3,000円を23節償還金利子及び割引料に計上いたしております。

次に、003でございますが、地域生活支援事業であります。聴覚、言語機能、音声機能に障害を持つ方に対して実施しておりますコミュニケーション支援事業におきまして、本年度から手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を市が直営事業で実施していることから、過年度に比べ、派遣要請の対応がタイムリーに、かつ円滑に実施できるようになったため、派遣件数が増加したことに伴う派遣従事者の賃金にかかわる経費32万8,000円を増額いたしましたのでございます。

次に、補正予算書22、23ページをお願いいたします。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費であります。補正前の額893万円に対しまして707万4,000円の増額をお願いいたします。1,600万4,000円となる補正になります。

内容といたしましては、平成23年度の生活保護扶助費の実績に基づく国庫負担金の返還金を計上いたしております。

次に、2目扶助費につきましては、補正前の額5億9,100万円に対しまして1億3,680万円の増額補正をお願いいたします。7億2,780万円となる補正になります。

扶助費1億3,680万円につきましては、年度当初保護世帯数を307世帯と推計しておりましたが、本年9月末331世帯となり、24世帯が増加しております。このため、生活扶助費、医療費扶助費として、20節扶助費1億3,680万円を増額補正をしておりますので、以上よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 19ページの障害者福祉費の003地域生活支援事業の聴覚とか言語障害の方のコミュニケーション事業が市のほうにという、それで32万8,000円がプラスになっていますが、これはだんだんそういうふうに市のほうに移管されてきたほうが非常に使いやすいとか、使い勝手がいいということで派遣件数がふえているというお話でしたけれども、県のほうの事業も残っているんでしょうかね。両方使えるというような感じ、それとも全く市だけになってしまっている方向なんですかね。その辺どうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） このコミュニケーション支援事業の手話設置につきましては、移譲事務ではなく、各市町村での自発的な事業になっておまして、昨年度までは県の聴覚障害者センターのほうに手話の派遣を委託ということで依頼しておりましたが、24年度からはさらに聴覚障害者の要望等にタイムリーにこたえようということで、市で直営で実施したという内容になっております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 関連で、じゃ、そのコミュニケーション支援事業の派遣の件数ですが、これを入れますとどのぐらいの件数になるんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤係長。

○障がい福祉係長（齊藤一己君） 23年度におきましては、4月から11月までの実績といたしましては137件でした。今年度につきましては、同時期で256件ということで、119件増加しております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 別件、生活保護のところでございますが、ちょっと数もまたふえているようですが、見込みが307だけれども、331世帯で24世帯増ということでありますが、この内容ですけれども、最近若い人たちが大分仕事がないとか何とかでふえているようですが、この24世帯増の中身ですが、どんな階層がふえていらっしゃるのか教えていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

剣持係長。

○生活保護係長（剣持豊彦君） 24世帯の内訳でございますが、まず一番多いのが世帯類型別で申しますとその他世帯、世帯類型というのは高齢者、母子、障害、傷病で、その他と、5つの類型でちょっと分けさせてもらいまして、その他というのが高齢、母子、障害、傷病に当てはまらない方ということで、具体的に言いますと16歳から65歳までで稼働年齢層のうち働けるけれどもという方が対象になっております。この世帯が10世帯ふえております。次が傷病世帯という9世帯、次に多いのが母子世帯で4世帯、あと高齢者が1世帯、障害につきましては増減がありません。以上で24世帯と増加になっております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 先ほど自立支援の医療のところでは生活保護の方の3件、心臓の手術とありましたね。それとまた別ですよ、この扶助費というのはですね、23ページの扶助費というのは。きょうもテレビでやっていたニュースの中で、大阪のほうで生活保護関係の医療費の内情ということをやっていたんですけども、いろいろなケースがあって、不正にということはないんですけども、すごく多くの病院にかかっていると、向こうの病院の医療関係者もすごい薬をたくさん持たせるとか、また救急医療でおなか痛いだけでも何回も救急

車呼ぶとかというような話が、そういうことがあったんですよね。そういったことをチェックするみたいなことも大阪のほうではやっていたようですが、そういうことに関しては甲斐市のほうはどうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 生活保護の医療につきましては、現在医療券を発行しながら、医療にかかわっているわけですけれども、この甲斐市におきましても毎月チェックをした中で多受診、それから精神科へ通っている方が精神安定剤をいろいろな医療機関からもらう可能性がありますので、すべてをチェックした中で多受診をなくすようにということで指導をしております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、甲斐市においては、そういったことは極力注意しているので、そういったことはないということによろしいですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） チェックをしておりますので、そういうことはありません。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

続いて、長寿推進課関係を行います。

補正予算説明書の18ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費の長寿推進課部門について当局の説明を求めます。

興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） それでは、長寿推進課の分をお願いいたします。

18、19ページ、3目老人福祉費についてご説明申し上げます。

合計で1,095万1,000円の増額補正をお願いするものです。内容につきましては、28繰出金

の補正となります。後ほど説明申し上げますが、介護保険事業特別会計への繰出金、19ページの016の1,090万4,000円及び介護保険サービス事業特別会計繰出金、017の4万7,000円を合わせて1,095万1,000円の増額補正をお願いするところでございます。

次に、歳入につきましては、10、11ページをお願いします。

10、11ページのほうに18款繰入金、2項特別会計繰入金、10目1節介護サービス特別会計繰入金1万8,000円、中段になりますが、1万8,000円につきましては平成23年度決算による繰越金を一般会計に繰り入れるものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 聞き落としてしまったんですが、19ページの老人医療費の助成事業ですが、この内容についてもう1回よろしいでしょうか、説明をお願いしたいですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） 保険課分ございまして、後ほど説明がございしますので、こちらのほうですみません、お願いします。

○委員（樋泉明広君） 失礼しました。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

続いて、子育て支援課関係を行います。

補正予算書の18ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費について当局の説明を求めます。
服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） ご苦労さまでございます。子育て支援課の12月期の補正予算についてご説明をいたします。

資料のほうは18ページ、19ページ以降をお願いをいたします。

18ページの一番下になりますけれども、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。今回の補正額は945万2,000円の増額をお願いするものでございます。

内容でございますけれども、右側の説明欄のまず001の児童福祉関係職員費900万8,000円でございますけれども、先ほど人事課長がご説明したとおりでございますが、この中で保育園の建設事業に伴いまして1名職員が増員になっておりまして、その分の給与、それから人事異動に伴う諸手当の増額、それから共済費の事業費負担の引き上げに伴います補正でございます。

続きまして、002の児童福祉関係の嘱託、臨時職員費でございますけれども、44万4,000円をお願いをするものでございます。

内容でございますけれども、25年度の保育園の入所の受付事務に伴いまして、データ等の入力作業のために、年が明けた1月から3月まで臨時職員を雇用いたしますので、その人件費をお願いするものでございます。

続きまして、資料のほう1枚めくっていただきまして、20、21ページとなります。

2目の児童措置費でございます。補正額が18万3,000円でございます。内容でございますけれども、説明欄の001の児童手当・子ども手当の事務取扱交付金の関係でございます。平成23年度の子ども手当の実績額が確定をいたしまして、それに伴う事務費として国のほうから概算で事務取扱費の交付を受けておりました。その金額が228万7,000円ございましたけれども、最終的に実績が出まして、その実績額の事務費が210万4,000円ということでございましたので、その差額の18万3,000円を国庫のほうへ返納するために計上をお願いするものでございます。

続きまして、3目の母子福祉費でございます。補正内容は財源の更正でございます。内容といたしましては、今年度経済的に厳しい母子家庭で出産が1件ございまして、そのための

費用が約36万円かかったわけでございますけれども、それに伴いまして、国、それから県から支出金が見込まれるということでございますので、その財源をそれぞれ財源内訳の欄の国庫支出金、県支出金という形で補正をするものでございます。

次に、4目保育所費でございます。1,674万1,000円の増額でございます。こちらは001の保育園の関係職員費ということで195万9,000円の減額でございます。これにつきましては、23年度に保育園の職員が2名退職をしまして、今年度3名採用いたしましたけれども、総体で人件費が195万9,000円減額になったという状況でございます。

次の002の保育園関係の嘱託、臨時職員費でございますけれども、これも先ほど人事課長がご説明申し上げました内容でございます。保育士の増に伴うものでございます。

次に、5目の児童館費でございます。1,165万2,000円の増額をお願いするものでございます。

内容でございますけれども、こちらのほうで財源内訳の中に寄附金が3万円ということがありまして、この寄附金と、それからその残りが人件費の補正でございます。

内容でございますけれども、まず001の職員関係費は児童館の職員が1名増員したことに伴うものでございます。

それから、010児童館総務管理費62万9,000円でございますけれども、こちらのほうは児童館の常勤の臨時職員といたしまして児童厚生員という方がおりますけれども、そういった方が研修や、それから土日の出勤等の代休で勤務をしないというところで、パートの職員を補充をするという必要が出てきますので、そのパートの厚生員の賃金でございます。

それから、011放課後児童健全育成事業でございます。196万7,000円でございますけれども、こちらでも人件費の関係でございますけれども、その理由といたしまして、竜王東児童センターで昨年の予算計上時、学童保育が71名おったわけでございますけれども、今年度募集したところ85名になったということで、原則70人に1人の厚生員をつけて運営を行うということになっておりますので、今年度放課後の指導員を1名追加をいたしましたので、その人件費でございます。

それから、最後の021竜王児童館費でございます。この3万円は児童福祉に役立ててほしいということで、竜王地内の個人の方から寄附をいただきまして、今回竜王の北児童館で備品を購入をさせていただくということで補正をお願いするものでございます。

以上が子育て支援課からの今回お願いする補正の内容でございます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 21ページの3番の母子福祉なんですけど、先ほど何か出産の費用で36万円があったというので、普通出産育児一時金は42万円出ますが、それと全く違うものかなと思うんですが、中身の説明をちょっとお願いしたいんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の説明を求めます。

小宮山係長。

○児童係長（小宮山正美君） じゃ、今の質問でございますけれども、ことしに入りまして予算計上がなかったわけなんですけれども、生活に困窮している者に対して助産施設を利用したいということで、自分では支払いができないという者に対して、市のほうから補助を行うというような制度がございます。それで、国のほうから2分の1、県から4分の1、市から4分の1の補助を行って実施するものでございます。今回ちょっと外国人だったんですけれども、1名該当する者がいましたので、それに充てさせていただきました。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終わります。

続いて、健康増進課関係を行います。

補正予算説明書の22ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費の健康増進課部分について当局の説明を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 大変ご苦労さまです。

健康増進課の補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算説明書22、23ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費190万1,000円を増額補正するものであります。

内容になりますが、001保健衛生関係職員費につきましては、先ほど人事課長が説明したとおりであります。

010国民健康保険特別会計繰出金の472万5,000円を増額につきましては、この後の保険課より説明がありますので、省略をいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時06分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

続いて、保険課関係を行います。

補正予算説明書の18ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費の保険課分と22ページ、第4項国民年金費及び第4款衛生費、第1項保健衛生費の保険課分について当局の説明を求めます。

長田部長。

○市民部長（長田 修君） 引き続きお疲れさまでございます。

保険課関係の補正予算をご説明申し上げます。

今委員長のほうからお話がありましたように、補正予算書の18、19ページでございます。
第3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、001老人医療費助成事業280万9,000円につきましては、老人医療費助成事業の医療費が伸びたことによる増額でございます。

次に、004後期高齢者医療特別会計繰出金529万2,000円の減額につきましては、職員給与費等繰出金で、詳しくは後ほど後期高齢者特別会計でご説明を申し上げます。

次に、22、23ページをお願いいたします。

第3款民生費、4項1目国民年金費、001国民年金関係職員費42万6,000円の減額につきましては、共済費の増額及び職員異動に伴うものでございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、010国民健康保険特別会計繰出金472万5,000円の増額につきましては、職員給与費等繰出金で、詳しくは国保会計でご説明を申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

続いて、環境課関係を行います。

補正予算書の24ページ、第4款衛生費、第2項環境衛生費について当局の説明を求めます。
長田課長。

○環境課長（長田 治君） 環境課です。よろしく申し上げます。

補正予算のご説明の前に1点お断りをさせていただきます。

本日の説明に際しまして、笹本生活環境部長が他の公務のため出席することができません。
この補正予算のご説明と、また後ほど案件説明に当たりまして、大変恐縮ではありますが、欠席となります。ご了承をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、環境課から補正予算の説明をさせていただきます。

先ほどのとおり、説明書の24ページ、25ページをお開きください。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費につきまして1,276万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

内訳は説明欄にありますとおり、001環境衛生関係職員費につきましての増額でありまして、関係職員費につきまして1,272万8,000円の増額です。主な要因は、本年度4月の異動で環境課の正職員が8人から2人ふえまして10人となりました。このため、人数に相応する予算計上とするため等につきまして増額補正をお願いするものであります。

なお、続きまして、016簡易水道事業特別会計繰出金につきましては4万1,000円の増額補正でございますが、特別会計の補正内容も含めまして上水道課の所管になります。建設経済常任委員会のほうで所管からご説明をさせていただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 25ページの先ほどの環境衛生関係職員費の増額で、職員の数も8名から10名になったと。先ほど前の説明のときにやすらぎ聖苑の職員がふえたというふうに聞いたんですが、そうじゃないですね。確認です。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） はい、そのとおりでございます。昨年度まで正職員が1人、臨時職員が2人の3人の体制で運営しておりました。4月1日現在で傷病休暇の関係もあるんですけれども、正職員が3人、臨時職員につきましては常勤を2人短期臨時職員といたしました。そのような関係で正職員につきましては2人ややすらぎ聖苑に増員としたという関係になっておりますが、4月1日現在では傷病休暇の関係がありますので、このうち1名は傷病休暇中でした。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっと聞きたいんですが、今年度から委託先というか、変わりましたよね、指定管理の方がね。その関係じゃないですか。その業務内容が変わったとかと

ということで人事のあれが変わった、こちらの市の仕事の内容がふえたとか減ったとかということではないですね。その辺確認したいです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） ただいまご説明しましたのは、事務所にいる職員の数でございます。委託が変わった、業者が変わったという点は、施設の火葬炉の炉前、炉裏と言っておりますけれども、その装置の運営、それから炉前の進行の者を委託している業者が昨年度から変更になったということでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 今のやすらぎ聖苑の仕事のことをもうちょっと詳しく説明してくれないですかね。そんなに急にあんなところが忙しくなるわけがないんでしょうから、何となくわからないんですけども、すみません。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 基本的にやすらぎ聖苑の経費節減を目的としまして、人事作業上の内容を検討いたしました経過があります。その結果、傷病休暇の職員の配置の関係もありましたが、昨年度まで先ほどご説明しましたとおり、正職員2人、常勤の8時間勤務の臨時職員2人につきまして任用していたわけです。なるべく経費の内容を節減するために、通常でいきますと午後のほうが火葬の日程が入りませんから、午後の経費の縮減ができないかということで、この臨時職員の方につきまして短時間勤務にさせていただく。短時間勤務にするにつきましては、6時間以下にしまして、社会保険料の部分の経費節減というようなことも考えたところであります。

ところが、別の場面としまして、正職員の中に傷病休暇の職員等もおりましたので、人事の都合、人事作業の内容の中でやすらぎ聖苑のほうに傷病休暇の関係の職員が2人配置されたというような内容でございますが、よろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 要するに、じゃ実質的な業務の関係じゃないということなんだね。
要するにその傷病の者のやりくりをそこでしたということだ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 補足をさせていただきます。正職員1人、臨時職員2人で、やすらぎ聖苑は年末年始を除いて年中無休の施設ですので、どうしても3人必要だと認識しております。常勤職員が傷病休暇を除きまして、4月1日現在は正職員が2人になりましたから、あとこちらの臨時職員を2人を短期にすることで、1人分相当というような考えの中で、合わせて3人を確保するというような認識の中で運営を始めました。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で一般会計補正予算質疑を終了いたします。

これより議案第58号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）付託分について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）付託分は、原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で議案第58号を終わります。

ここで職員退出のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 25 分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

引き続き、特別会計補正予算の審査を行います。

議案第59号 平成24年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補正予算説明書の49ページからになります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

長田部長。

○市民部長（長田 修君） それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。

国民健康保険特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

説明書の51ページからになりますけれども、51、52、53ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4億4,514万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を74億7,279万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

54、55ページをお願いいたします。

第4款1項1目療養給付費等交付金、2節過年度分療養給付費等負担金2,194万2,000円を増額につきましては、前年度の精算によるものでございます。

次に、第5款1項1目前期高齢者交付金2億6,847万3,000円を増額につきましては、交付金の確定によるものでございます。

次に、第9款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金472万5,000円を増額につきましては、人件費の補正に伴うものでございます。

次に、第10款1項繰越金、2目その他の繰越金1億5,000万円を増額は、歳出補正に伴う財源補正によるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

56、57ページをお願いいたします。

第1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、001総務管理関係職員費472万5,000円につきましては、職員増に伴う給与費等の増額によるものでございます。

次に、第2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、001、2億2,402万1,000円につきましては、医療費の増加に伴う増額でございます。

次に、第2目退職被保険者等療養給付費は、療養給付費等交付金の補正増に伴う財源更正でございます。

次に、第2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費7,000万円の増額につきましては、医療費の増加に伴う増額でございます。

58、59ページをお願いいたします。

第3款1項1目後期高齢者支援金4,522万3,000円の増額につきましては、後期高齢者支援金の確定によるものでございます。

第6款1項1目介護納付金2,470万6,000円の増額につきましては、介護納付金の確定によるものでございます。

次に、第11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金300万円の増額につきましては、過去にさかのぼって資格を喪失したことによる納付済み国保税還付に係る増額でございます。

第3目償還金7,346万5,000円につきましては、内訳でございますけれども、前年度の国の療養給付費等負担金の精算金と、それから平成20年から21年度の県の調整交付金申請におきまして算定誤りがあり、過大に交付された分の償還でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 57ページの一般被保険者、2款の保険給付費の療養費の001の一般被保険者療養給付費がかなり増額ですよ。この増額の中身の中、傾向性というか、これだけの補正というのは何かちょっとあれなんですけれども、それとあわせて、その下の高額療養費のほうも同じ内容で聞きたいと思いますが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井係長。

○国民健康保険係長（三井美樹君） 最初に、一般被保険者の療養給付費 2 億 2,400 万の増額につきましては、12 月現在で一般被保険者給付全体で前年比約 7% 増になっております。それから、高額療養につきましては、障害者の窓口無料化の分がかなり伸びている部分もありまして、全体では高額で 19% ほど増額に今現在で前年比と対比して伸びています。その補正になっております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 59 ページの最後の償還金のところの平成 20 年から 21 年の県の調整交付金の算定誤りの返還金というのが入っていますけれども、これは全額ですか。誤りの算定の償還金の中の返還金は幾ら。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井係長。

○国民健康保険係長（三井美樹君） こちらのほうですが、先ほど内訳で説明したとおりに、国の調整交付金の精算金のほうが細かく言うと 7,313 万 6,088 円。これについては 23 年の前年に国の医療費の概算がちょっと高めに計算されて過大交付となったものを、今回実績で報告して精算金として減額で償還する分です。あと残りの平成 20 年、21 年の県の調整交付金の関係は 32 万 9,000 円なんですけど、これは去年、国の調整交付金をうちのほうの算定誤りで、入院費による食事代の算入誤りということで補正させていただいた部分を翌年県があわせて一緒に補正をしてくださいということで、今回県のほうから依頼があった償還金になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第 59 号 平成 24 年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につい

て討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 平成24年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で議案第59号を終わります。

引き続き議案第60号 平成24年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補正予算説明書の65ページからになります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

長田部長。

○市民部長（長田 修君） それでは、後期高齢者医療特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

まず、予算説明書67、68、69ページでございますけれども、これにつきましては歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ529万2,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を5億2,753万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきましてご説明を申し上げます。

70、71ページをお願いいたします。

第4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金として585万1,000円の減額、また後期高齢者医療特別会計及び後期高齢者医療広域連合の運営に係る事務費繰入金として55万9,000円の増額でございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。

72、73ページをお願いいたします。

第1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、001総務管理関係職員費585万1,000円の減額につきましては、職員の人事異動に伴うものでございます。

次に、002一般管理費37万8,000円につきましては、後期高齢者システム機器2台の更新に伴う設定委託料でございます。

次に、第2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、002事務費納付金18万1,000円の増額につきましては、後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第60号 平成24年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 平成24年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

以上で議案第60号を終わります。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時41分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

議案第61号 平成24年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補正予算説明書の79ページからになります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） 説明の前に私のほうから概要だけ説明させていただきます。

議案第61号につきましては、介護保険特別会計補正予算の第2号になります。歳入歳出4,377万1,000円の増額補正をお願いをしまして、補正後の予算額は35億3,290万8,000円となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

詳細につきましては保坂係長のほうから説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（三浦進吾君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 議案第61号 平成24年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

先に歳出の説明をさせていただきます。

補正予算説明書88、89ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、001総務管理関係職員費593万6,000円、また1款総務費、4項介護認定審査会費、001介護認定審査会関係職員費22万6,000円につきましては、先ほど人事課長が説明したとおりでございます。

2款保険給付費、4項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費1,056万2,000円の増額につきましては、決算見込額に対する不足額を補正するものでございます。

90、91ページをお願いします。

2款保険給付費、7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費

2,700万円の増額につきましては、決算見込額に対する不足額を補正するものです。

3款地域支援事業費、2項包括的支援等事業費、003包括的支援事業関係職員費4万7,000円につきましては、包括的關係職員1名分の増額となります。

以上、歳出の補正額は4,377万1,000円の増額となります。

次に、歳入を説明させていただきます。

補正予算説明書84、85ページをお願いします。

1款保険料、現年度分特別徴収保険料789万円につきましては、保険給付費の増額に係る定率21%分の1号被保険者の保険料となります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金939万円の増額は、保険給付費の増額に伴う定率の負担分となります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金1,089万2,000円の増額は、2号被保険者の保険料として支払基金から交付される保険給付費の増額に伴う定率分となります。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金469万5,000円の増額は、保険給付費の増額に伴う定率分となります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金469万5,000円の増額は、保険給付費の増額に伴う定率分となります。

補正予算説明書86、87ページをお願いします。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援包括的支援等事業繰入金4万7,000円は、職員給与費等への繰入金です。

4目その他一般会計繰入金616万2,000円は、職員給与費等への繰入金です。

以上、歳入の補正総額は4,377万1,000円の増額となります。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 91ページの特定入所者の介護サービス費の不足が2,700万ということですよ。全体の補正の総額の半分以上がこれに当たるんですが、何人分、何件分ぐらいあったんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 平均しますと一月平均で337件を予定しております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、当初の予算を大幅に上回ってというようなことで考えていいんですかね。急激にふえたみたいな感じで。当初にはちょっと見込みがつかなかったことということでもいいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第61号 平成24年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 平成24年度甲斐市介護特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任お願いいたします。

以上で議案第61号を終わります。

引き続き議案第62号 平成24年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補正予算説明書の97ページからになります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） 議案第62号 平成24年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出6万5,000円の増額補正をお願いをしまして、補正後の予算額は合計で1,655万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、向山係長のほうからご説明をしますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 議案第62号 平成24年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）について説明のほうをさせていただきます。

歳入について説明を申し上げます。

補正予算説明書97ページからとなります。

まず、102ページ、103ページをお願いいたします。

第2款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金4万7,000円につきましては、総務管理費への繰り入れとなります。

第3款1項1目繰越金1万8,000円は、平成23年度決算における繰越金1万8,076円です。

以上、歳入補正総額は6万5,000円の増額です。

次に、104ページ、105ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4共済費4万7,000円につきましては、先ほど人事課長が説明させていただいたとおりです。

第3款諸支出金、2繰出金、1目一般会計繰出金1万8,000円の増額補正です。23年度決算による繰越金を一般会計に繰り出すものです。ご審議のほうをよろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第62号 平成24年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 平成24年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で議案第62号を終わります。

以上で議案審査を終わります。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

引き続き3の内容に入ります。

内容1、児童館母親クラブ活動費補助金の見直しについて当局より説明をお願いします。
服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） ご苦労さまでございます。子育て支援課が所管をしております母親クラブの活動費補助金の見直しについて、内容についてご説明をさせていただきます。

資料は、常任委員会の資料の福祉健康部という別冊になっておるとお思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1ページでございますけれども、この資料を読みながらご説明を申し上げます。

児童館母親クラブ活動費補助金の見直しについて。

児童館母親クラブは、児童の健全な育成を図るため、世代間交流・文化活動や子育てに関する研修会、児童の事故防止事業など、全11館を拠点にして活動を行っております。会員数は平成23年度が各クラブ平均で35名、それから平成24年度は同じく22名で行っております。活動費用でございますけれども、市の補助金と、それから会員からの会費、バザーの収益金等で賄われております。

その下に補助金概要が書いてございますけれども、平成23年度は国・県・市からそれぞれ6万3,000円の補助がございまして、合計で18万9,000円という内容でございます。平成24年度は国・県が廃止になりましたので、市単独で18万9,000円という状況でございます。

このことについての経緯でございます。9月24日になりますけれども、厚生環境常任委員会の委員の皆様と、それから児童館母親クラブの代表者に集まっておきまして、意見交換会を実施したところでございます。内容については、各館の活動内容の報告をいただいたり、それから活動に対する要望を出していただいたりという中で、母親クラブの補助金を継続してほしいというふうな要望もいただいたところでございます。

10月26日に厚生環境常任委員会におきまして、子育て支援課から各母親クラブの平成23年度の決算の内容について、私どもからご報告をさせていただいた経緯がございます。こちらについては、めくって裏側のほうに、そのときにお出しをした11館のそれぞれの母親クラブの収支の決算書ということでご説明をさせていただいております。

次に、11月20日、同じく厚生環境常任委員会におきまして、上記意見交換会の総括ということでご報告を賜りました。内容でございますけれども、各母親クラブの自主的活動支援のため、これまでと同様、補助限度額（18万9,000円）を据え置き、会員数を勘案し、実績に応じた支給と各クラブの活動内容の指導、精査を要望するというふうなご意見をいただいて

おります。

それらを受けまして、担当課のほうで今後の補助金のあり方について検討をさせていただいた結果が、下のほうに記してございますけれども、順次ご説明申し上げます。

まず、補助金につきましては、市の方針といたしまして、国・県の補助がないものについては、原則廃止ということがございますけれども、母親クラブにつきましては、今までの活動実績から、児童の健全育成に資する団体として、今後も支援の継続が必要ではないかということ。それから、平成24年度の補助金額については、先ほど説明申し上げましたが、市単独で18万9,000円の交付決定をさせていただいたというところがございます。

次に、各母親クラブの決算内容を検証をいたしまして、母親クラブの補助金から児童館まつり等の行事のほうへ支援をしていただいているという状況がございます。平成23年度は1クラブ当たり平均5万8,700円、24年度の見込みでは6万3,000円を児童館のクリスマス会、それから児童館まつり等の事業に支援をしていただいているというふうな状況がございます。そういったことを踏まえまして、平成25年度以降母親クラブからの児童館への支援に相当する分は、児童館の事業費として、市のほうの予算のほうに計上をしていくという予定でございます。

したがって、一番最後になりますけれども、平成25年度の母親クラブの補助金は児童館事業への支援相当額分を除外いたしまして、12万6,000円を今後予算要求をしていくという考えでおります。結論から申し上げますと、従前6万円前後を資金的に援助していただいておりますけれども、今度はその資金援助のほうはお断りを申し上げまして、25年度からは純然たる母親クラブの活動費として活用をしていただきたいということで12万6,000円ということで補助金を要求をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 確認なんですけれども、そうすると12万6,000円の補助金で、6万3,000円を児童館ということで、合計金額にすると今までと余り変わらない活動が母親クラブのほうではできるということよろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） そのとおりでございます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） ここに予算要求の予定と書いてあるんですけども、もう既に予算要求はしてあるということなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 既に予算要求は要求書としては出してございます、査定は今からになりますけれども。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） この間、母親クラブの人たちが言うのは来年度の予算が、方針が決まらないんで、今年度困ったというお話を聞いているんですけども、今回25年度はこんな形でいくとすると、また25年度に入ると、恐らく26年のことが決まらないからという話になると思うんですけども、ちなみに26年度以降に関してはどんなお考えでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 今年度もいずれ3月期になりますと、実際の母親クラブの実績報告書の中で実績金額が出てくるということ。それから、次年度以降も当然その実績報告書は出していただくということですから、その内容を見ながら補助金のほうは検討していきたいというふうな形で考えておりますので、今現在で26年度以降この金額でいくかどうかということはまだ決定はしておりません。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） ちなみに、その25年度はの中でやって、繰越金が出た場合に、会費なんかのほかの収入もあるんで難しい部分もあるんですけども、残額が出た場合には返すというような話もあるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 23年度まで市の補助金と、それから母親クラブの会員からいただいた会費が一緒の会計で処理をされておったというふうな経過がございまして、今年度は母親クラブのほうにまず会計を分けていただきたいと。純然たる市の補助金の会計をこ

ちらのほうへ実績報告として出していただきたいというふうな内容がございまして、実のところ繰越金についてはどちらの金額が繰越金になったのかというふうなことは実際には見えてこない。ただ、実績の中で執行する状況を見ますと、バス代とか、そういったものに使われておりますので、若干補助金額を上回っているというふうな状況が見てとれております。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） この間、話をしたときに、私、個人的には補助金の金額を下げてもいいというお話をさせていただいたんですけども、やはり会員数が10名以上も1年間で減ってしまっている。これは補助金の決定をしなかったからというものもあるのかもしれないんですけども、クラブのほうにもっと活動をしていただくということを、それぞれのクラブに所管のほうから言っていただくのと、あと来年の26年度以降のことも含めて、早目にクラブのほうに伝えてあげられるように、これは要望で結構ですけども、そうしていただきたいと思えます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 担当課の考え方と対応のところ、結局18万9,000円が市単独補助としてはなったわけですね、交付が。しかし、25年度から12万6,000円になったということですね。減ってしまったわけですね。そういうことですね。やっぱり減らしてほしくないわけですけども、相当苦勞して、いろいろとやっていると思うんですけども、いまいち除外してしまったところがちょっと残念に思うんですけども、そのあたりが。

〔発言する者あり〕

○委員（池神哲子君） 一般にはやっていない。12万6,000円を要求予定と予定になってますけれども、もうちょっと説明してください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の説明を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 母親クラブの補助金が従前18万9,000円という補助金の中でやっていただいたということなんでございますけれども、その18万9,000円の中から児童館まつりだとか納涼会、クリスマス会のほうへ各クラブごとに6万円くらいの支援をしていただいたというふうな経緯がございまして、その分は今度は児童館費のほうへ事業費の中に予算を計上をしていきますということですから、今度母親クラブのほうからは支援をしていただかなくても、皆さんの活動のために総額を使っていただければという内容でござい

す。

○委員（池神哲子君） わかりました。よかったです。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしますが、今説明をお聞きしますと、今度母親クラブの会計を補助金の会計と単独の会費からの会計に分けてもらうというような説明がありましたが、そうしますと、補助金の事業というのはどういう事業で、補助率は100%なのか。補助金交付要綱とか、そういうものはもうどうにできておるかと思いますが、どんなようなくあいに補助はされるのか。該当の事業とかですね。どういうものが該当になるのかとか、きちんとしたそういう要綱ができているわけですか、お聞きいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 市の補助金要綱の中では細かい規定がございませんでした。そこで、ことしの年度初めに母親クラブの代表の皆さんと会合をする機会がございまして、今度は市の内規の中できちっとした基準額を設定しますということで、例えばバスを使った研修活動等については6万円を上限にいたしますと。会議費についても、1回当たりお茶1本というふうな形で会議のほうを設定をしていただきたいというふうなことで、細かい内容についてクラブのほうに今後はこういう形で執行をお願いしたいというご説明を申し上げています。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで意見交換会のお礼状の案を配付いたします。

それでは、事務局に朗読をしていただきます。

それでは、興石書記、お願いします。

○書記（興石文明君） 4行目からになりますけれども、朗読させていただきます。

厚生環境常任委員会では、当日の意見交換会において、代表者の皆さまからご要望がありました「児童館母親クラブ活動費補助金」の継続につきましては、「国の母親クラブ等の活

動助成が、平成24年度より、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収に伴い、地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化を実施することとしており、各自治体は、子供の健全育成のため、引き続き母親クラブ等と連携し、地域組織活動の推進に努めていただきたいとのことにより廃止されたこと」と、「母親クラブが地域における親子交流、世代間交流をはじめとする子供の健全育成の向上のための事業の実施など、多様な子供の健全育成に係る活動を実施していること」から、「市が引き続き児童館母親クラブの自主的な活動を支援するため、補助限度額は、これまでと同額で、事業実績に応じた補助金交付を実施するよう市へ要請する」との内容で意見集約を行い、この結果を市当局へ報告いたしました。

その結果、12月14日の本常任委員会において、次年度の「児童館母親クラブ活動費補助金」は、補助限度額を12万6,000円とし、これまで各母親クラブで負担していた児童館事業に係る経費相当分につきましては、各児童館予算で対応する旨の報告を市当局から受けましたので、本常任委員会での意見集約とその結果につきまして、ご報告させていただきます。

朗読は以上です。

○委員長（三浦進吾君） 今書記のほうから朗読していただきましたけれども、その内容でよろしければ、代表者に通知をしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） よろしいようですので、以上で児童館母親クラブ活動費補助金の見直しについて終了いたします。

続いて、内容2、公立保育園の整備計画の見直しについて、市当局より説明をお願いします。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） よろしく申し上げます。

資料は同じ資料の母親クラブの次のほうの3ページとなりますので、この資料を読みながらご説明を申し上げます。

公立保育園の整備計画の見直しについて。

市内の公立保育園8園は、それぞれ課題を抱えておりまして、平成22年度から保育園、幼稚園の将来計画協議会において協議を重ねてまいりました。平成24年1月にそれぞれの園ごとの将来の整備計画を取りまとめたところでございます。

その中で竜王北保育園と竜王西保育園は、平成26年度以降に統合を予定し、全体の整備計画とあわせて議会のほうにもご報告をさせていただきました。

それから、今年度統合計画につきまして当該保育園の保護者、それから地元の説明会を開催をしてございます。今年度に入り、統合計画の具体的なスケジュール等の検討を進める中で、中途入所の問い合わせ等が増加するなど、両園を含めまして、保育園を取り巻く環境に変化が生じたため、庁内でも検討を重ねてまいったところでございます。

その結果、将来計画協議会で使用をいたしましたデータにさらに直近の数値も加え、経済情勢や就労意識の調査結果等も含めて詳細に分析する必要があるのではないかとの結論に達し、調査検証した結果、以下のとおりとなりましたので、その次についてご説明を申し上げます。

調査検証結果。

中段でございます。甲斐市全体の就学前児童数は徐々に減少しているが、保育園の在園児数は平成23年度から増加に転じ、平成24年度の充足率は102.8%になっております。

ちょっと1枚めくっていただいて、裏のほうの関係資料をおつけいたしましたので、ご説明を申し上げます。

4ページのちょうど中段の左側に、ちょっと小さい表で書いてございますけれども、こちらが在園児数の状況でございます。平成20年度から平成24年度までと、子供の数の推移が出ておりまして、当初減少をしておったものが、また23年度から徐々に上昇に転じて、今年度は102%と、定員超というふうな状況になってございます。

続きまして、竜王北保育園及び竜王西保育園の周辺の就学前児童数は、平成17年度以降減少傾向にあったが、近年増加に転じているということで、これは今度4ページの一番下のほうの表を見ていただきたいと思えます。

こちらの下の方の表の中に、甲斐市全体と、それぞれ旧町の地区ごとの人口の子供の数の推移、それから一番下のほうに竜王北保育園の周辺ということで、竜王新町の3から7区、それから竜王西保育園周辺ということで、竜王1区から4区というふうなことで、子供の数を調査をした状況でございます。市全体といたしましては、やはり子供の数が減っているということで、17年度と24年度比較しますと、91.5%というふうに減少をしている状況ではございますけれども、その下のほうの竜王北保育園の周辺については105.7%と若干の増、それから竜王西保育園の周辺についても113.7%ということで、こちらも増加をしているというふうな状況が見てとれます。主な要因でございまして、減っている要因は、エリア的には敷島の中北部、それから竜王地区の南部地域の子供さんの数が減っているという状況でございました。

また、戻っていただきまして、今度ポチの3つ目でございます。保育園ごとに在園児の居住地を調査したところ、自宅から近い保育園に通園をしている傾向であるということで、それぞれ園児の自宅を全部地図の上に落としまして、その傾向を見たところ、当然と言えば当然ですが、近いところの保育園に通われているお宅が多いというふうな状況でございます。

続きまして、長引く景気の低迷で母親等の就労意識が高まり、保育園希望者が増加をしております、結果として自宅での保育、これを通称在宅保育と言っていますけれども、その方々が減少しているということで、こちらはめくっていただきまして、まず5ページの一番上のほうに、これがお母さん方の就労意識の関係で調査した結果で、やはり働きたいという方々が85%超という状況でございます。それから、きょうの山日新聞の中でも記事が出ておりました、出産をしても働きたいお母さんがふえているというふうな記事がきょうの山日の新聞にも出ておりました。

それから、このページの裏のほうをめくっていただきまして、状況等についてグラフでお示しをさせていただきますので、その説明をさせていただきます。

棒グラフが19年から24年度まで出ています。棒グラフが3分割になっておりまして、一番下のちょっと黒い濃いところが保育園の入園者の数、それから真ん中のところが、これは幼稚園でございます。一番上が在宅で見ている数、これは保育園も幼稚園も行かずに、自宅でお母さんが見ているというふうな数値でございますけれども、この状況が特に一番上の平成23、24年度の一番上の在宅のところを見ていただくとわかりますように、23年度が家で見ていた方が1,774名、これに対して24年度1,674名ということで、急激に100名ほど一気にお母さん方が働き出して、子供がふえたというふうな状況で、その影響が保育園のほうへ皆さん入りたいというふうな状況に変わっているという内容でございます。

続きまして、今度はポチの下から2つ目でございます。近隣に私立の保育園が2園開業をいたしました。しかし、その私立の保育園2園とも常にあきがない状況ということで、具体的にはあおぞら保育園と、それからクローバー保育園ということでございますけれども、そちらの2園については常に定員まで園児が入っているという状況でございます。

続きまして、統合した場合、合同保育を実施するための当然引っ越しが必要になりますけれども、引っ越しや、それから人員調整が今後必要になってくるということで、園児への負担が懸念されること、また引っ越しする場合には既存の保育室の乳児室等の事前改修が必要になりますということが今後の課題としても挙げられます。どういったことかと申し上げますと、当初の北と西が統合するというふうな計画の中で、北保育園に一たん合同保育をする

ということで、西の園児に来ていただくんですが、そのときにやはり園舎の改修をしたり、まだ子供さんの数を減らさなければならないというふうな調整が必要になるということです。

最後が結論となりますけれども、整備方針といたしまして、市内の児童数は徐々に減少しているが、保護者の就労意向の向上で在宅保育が減少しているため、今後も保育園の需要は増加することが予測されます。このような状況下におきまして、統合に伴う園児の受け入れ人数の調整は困難な状況であり、全体の整備計画を一部変更する必要が生じたわけでございます。

以上のことから、竜王北保育園及び竜王西保育園の統合計画については撤回をさせていただきたい。それぞれの保育園を同一敷地内にできるだけ早く整備を進めてまいりたいということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 整備方針の中でやはり安心しました。統合しないということでよくやってくださったなと思います。エールを送ります。ぜひよろしくお願いたします。頑張ってください。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 僕は逆にこの見直しについては非常に評価するところなんですけど、ここにいろいろ書いてあるけれども、詳細に分析する必要があったとか何とかとあるんだけど、この最初の将来計画協議会の中でこのぐらいのことは先にわからなければおかしいんだよね。だから、統合するんだなんていうことを決めておいて、いや見直しのことについて文句言っているわけじゃないですからね。これは非常に結構な現実に合わせて、こういうふうにやったということは評価しますけれども、その以前の問題として、きちっと調査とか、そういうものは将来計画協議会があるんだから、その中できちっと実態をやっぱりつかまないと。ぜひ今後もしこういうようなことがあったら、よろしくお願したいと。要望で結構

ですから。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 今の議員さんの意見はごもっともでございます。将来計画協議会の中でも検討を進めていただいた数値が、合併以降を平成22年度までの数値に基づいて検討をお願いをしたという経緯がございます、そのときにはほとんどの数値が右肩下がりでずっと下がっておったと。大きな要因はやはり21年度のあのリーマンショック以降の景気の低迷というところがちょっと読めなかったという状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で公立保育園の整備計画の見直しについてを終了いたします。

続いて、子育て支援課関係のその他を行います。

何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 次に、委員より支援課関係でございますか。いいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） これは教育関係になるのかな。保育所の耐震化についてはちょっと質問しますけれども、幼稚園の耐震化、これももし知っている範囲であれば、私立も含めてどうなっているか。学校教育のほうでなければわからないのであれば、それはそれでいい。もしわかっている範囲があれば、計画について。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 公立、私立含めまして幼稚園関係は学校教育課が所管をしておるところでございます。私も昨年度までそちらのほうに籍がございましたけれども、その段階では私立の幼稚園は園によって耐震化オーケーというふうな園もございまして、全部が耐震化オーケーではないんですが、ちょっとその後の計画については私のほうも承知をしていないという状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） なければ、以上で子育て支援課関係その他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 28分

再開 午後 零時 29分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

引き続き内容3、中巨摩地区広域事務組合損害賠償請求事件の判決について、当局より説明をお願いします。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 再度環境課です。笹本部長は欠席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

別冊でお配りいたしました損害賠償請求事件の判決についてが表題になっている資料をごらんいただきたいと思ひます。

11月20日の厚生環境常任委員会のその他におきまして、請求棄却の判決が出た旨を口頭説明させていただきました。中巨摩地区広域事務組合がJFEエンジニアリングに損害賠償を求めた訴訟の判決の取り扱いの件でございます。既にまた11月下旬に上告断念の新聞報道がありました。今月12月3日に中巨摩地区広域事務組合の担当課長会議がありまして、資料の提示を受けるとともに説明がありましたので、この機会に上告断念につきまして概要を申し上げます。

この種の裁判は高等裁判所から始まるということでございます。それで、資料の内容についてポイントの部分を朗読的に説明させていただきます。

本日ご提示いたしました資料は担当課長会議におきまして、中巨摩広域で提示されました資料そのままでございます。ちょっと表題変えただけでございます。

まず、事件名から申し上げますと、中巨摩地区広域事務組合ごみ処理施設建設工事入札談合に係る損害賠償請求。被告はJFEエンジニアリング株式会社。判決日は平成24年11月16日です。判決の主文としまして、1、原告（中巨摩広域事務組合）の請求を棄却する。

裁判提起、経過等は省略させていただきます。ページの下の方の判決要旨とあります。それに個別談合の成否とあります。判決要旨の個別談合の成否につきましては、一番下の行、個別談合の実行が推認されるとの主張について、次ページをお願いいたします。公正取引委員会の審判手続においては、入札工事87件のうち公正取引委員会の審査官の違反行為の対象

として主張したものは60件であり、この中には組合が発注した工事も含まれている。公正取引委員会の審査の内容で87件のうち60件の中に中巨摩広域の発注した工事が含まれておりました。

しかしながら、公正取引委員会の審決において具体的な証拠に基づき大手5社が受注予定者を決定したものと認定した工事は30件であるが、本組合の工事は30件の中には含まれておりません。

3行ほどいきました終わりのところからですけれども、この結果、本件工事において、中巨摩広域の工事において談合がされたと推認することはできないという内容であります。

それから、またちょっとその3行は省略させていただきますが、次に、落札率の件があります。落札率が99.14%と高いことについて、本件工事以外にも落札率が高い工事が5件あり、中巨摩工事の建設単価は、トン当たりになりますが、処理能力の割合になりますが、4,777万円であり、本件審決違反對象とされていないうちになりますけれども、19件の建設単価が4,900万円と違反對象とされていないほうが高いというような状況もあるということでもあります。

既設の焼却施設は昭和51年5月に被告が建設し、メンテナンスも行っており、精度の高い見積もりが可能であり、予定価格の決定にある程度の感触をつかんでいたことが認められる等が示され、直ちに個別談合があったとまでは推論できない。

このような内容の中で結論といたしまして、結論の後ろから3行目から朗読いたしますが、当事者双方の主張、全証拠を前提に検討すると、本件工事について個別談合が行われたことを推認するに足る十分な証拠はないことに帰することになるという結論でありました。

この結論づけによる判決が出たのが1ページの記載のとおり11月16日でありまして、2ページの下の今後の対応につきましては、結論が出たことについてのまとめの判断の内容になりますが、今後の対応を朗読しますと、弁護士と判決文を検討し相談したところ、判決文にあるような個別具体的な談合があったことについての新たな証拠を示すことについては、組合として当初からさまざまな状況証拠から推認して、談合を証明しようとしてきたため、困難であり、また上告理由としての明確な事実誤認や法令適用の誤りなどが見出せないため、上告しても勝訴の可能性は少ないということの内容を、実は11月16日の判決後、11月20日に中巨摩広域の管理者会を開催いたしまして、このような今後の対応の部分を確認し、上告断念ということを管理者会で確認しております。この後、11月30日に最高裁への上告期限が経過いたしましたので、判決が確定したことになります。

3 ページ、裁判記録が付記されておりますけれども、後ほどごらんいただくことをお願い申し上げます、説明を省略させていただきます。

以上、中巨摩広域の担当課長会議の資料に基づき、説明させていただきました。ご理解をお願い申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 理事会会の中での討議の中身ですけれども、落札率が99.14%、まさに随契と同じぐらいの状況なんですけれども、我が副理事者はどういうふうな態度で臨んだのかお聞きしたいと思うんですけれども、これは内部の話であれば、わからなければわからないでいいんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 12月3日の担当課長会議におきましては、その方面のご説明はありませんでした。ただ、経過の中での説明があった部分は、もしこれを訴訟に踏み切らない場合、当時の状況といたしまして、不作為による訴え等が提起されるおそれもあったという部分のご説明をいただきました。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で中巨摩地区広域事務組合損害賠償請求事件の判決についてを終了いたします。

続いて、環境課関係その他を行います。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 恐縮です。環境課から1点またご報告をさせていただきたいと思っております。

本日お配りさせていただきました1枚ペーパーをごらんください。

甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（資源ごみ持ち去り禁止規定の追加）についてという資料でございます。

今回条例の関係ですけれども、条例改正を予定いたしておりまして、事務を進めるについての途中経過であります。それで、その他ということでご報告させていただきます。

説明させていただく主な目的は、パブリックコメントを行いますので、パブリックコメントの実施についてご承知おきいただきたいと思ひます。

まず、資料をごらんいただきまして、1ですが、甲斐市内のごみリサイクル品の持ち去り状況として、竜王地区、敷島地区におきまして主に粗大不燃物の収集時に金属類の持ち去り事例を情報として把握しております。市の環境委員さん、収集業者からの情報であります。

2としまして、背景及び影響ですが、甲府市が本年4月にごみ持ち去り禁止規定を甲府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に追加しまして施行しました。甲府市周辺の地域に持ち去り現象が移動する可能性が心配されます。また、この現象が顕著になりますと、市民協働で進めているリサイクルシステムを揺るがすおそれもあり、廃棄物適正処理について懸念の声も上がってまいることも予想されます。

そこで、本市においても、甲府市と同様な資源ごみ持ち去り禁止規定を追加制定するために、現在の改正案をパブリックコメントにかける予定ということでございます。

3の今後のスケジュールですが、パブリックコメントによる意見募集としまして、ホームページに来週準備が整い次第掲載したいと思ひます。来月の1月15日まで意見募集を行いたいと考えております。この件は広報1月号でも掲載いたします。

パブリックコメントを経まして庁内調整を行い、3月定例会には条例改正案を提出させていただきますと考えております。

4のパブリックコメントによる意見募集の趣旨ですが、ごみ収集場所からの持ち去り行為に対し、条例による規制を行うことで市民の分別意識の減退を防ぐとともに、適正なごみ出し環境を確保するために必要な事項を定めるについて、市民の皆様のご意見を募集いたします。

5、改正予定案の概要ですが、ごみ収集場所の定義等について、市民の方々については、ごみを排出する場合は、分別の上、指定ごみ袋を使用する等、適切に収集場所に排出しなければならないと定められております。

持ち去り行為の禁止として、市及び市の委託を受けた者または市長が指定した者以外の者が、家庭系廃棄物を持ち去ることを禁止いたします。

持ち去り行為を禁止する対象としまして、雑誌、新聞紙、瓶、缶、小型電子機器、台所用品等を指定排出物として定めます。

禁止命令としまして、市長は、持ち去り行為を行った者に対し、持ち去り行為を行わないように命令することができる。

罰則としまして、禁止命令に違反した者等に対し、法的措置を講じることができるよう罰

則、20万円以下の罰金であります、を規定したいと考えております。

このことで罰金につきましては現在、甲府地方検察庁と打ち合わせを行っております。

以上、パブリックコメント実施の説明とさせていただきます。ご理解をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

池神委員。

○委員（池神哲子君） そういう持ち去りがあるということですね、その状況を。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 数は常時あるという情報ではないですけれども、随時、先ほど申し上げました環境委員さん等から寄せられておりますので、甲府が制定したという状況等も踏まえ、条例制定をする必要があると思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 私もちよっと一般質問でも述べましたように、これと同時に一般市民の方にどうしてこういうことが起こるか、またどうしてしなければならないか。そういった循環型社会というのはどういうふうに大事なのかというようなことの教育も一緒にあわせて、教育と言うとおかしいですけれども、広報でしっかりと皆さんに認識してもらうことが非常に大事なので、その辺も並行してお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですね。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で環境課その他を終わります。

次に、委員より環境課関係で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、以上で環境課関係その他を終了いたします。

引き続きその他を行います。

委員よりなければ、事務局からありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 43分